

第 1 章
計画策定にあたって

1

計画策定の背景

1-1 国の動向

国の障がい保健福祉施策においては、平成14年12月に国の障がい者施策の基本的方向を定めた新たな「障害者基本計画（平成15年度～24年度）」及び重点的に実施する施策やその達成目標を定めた「重点施策実施5か年計画（前期：平成15～19年度、後期：平成20～24年度）」が策定され、障がい者の自立と社会参加に向けた施策の一層の推進が図られることとなりました。

また、平成22年1月に、障がい者制度改革推進会議が新たに設置され、国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法の整備として、障害者基本法の改正や、障害者差別禁止法の制定、さらに、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定など、障がい者施策全般について見直しが進められています。

1-2 福祉制度

福祉サービスにおいては、平成15年度から、従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られました。平成18年4月には、障がい者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指す「障害者自立支援法」が施行されています。

この法が制定された背景には、支援費制度の開始に伴うサービス量の増加による公的負担の増大や、支援費制度では精神障がい者が対象から除外されていること、地域生活への移行、就労支援などの新たな課題への対応が必要となったことにあります。

この障害者自立支援法は、利用者の負担に定率負担が導入されたこと、事業者報酬が定額払いから利用者数に応じた実績払いに変更されたことなどについて様々な意見があり、これまで政省令の改正が繰り返し実施されましたが、この法律に対する不満・不備は払拭されず、障害者自立支援法を廃止し、新たな法律として、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定などが予定されております。

1-3 就労支援

雇用・就業の分野では、平成18年4月、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、精神障がい者の雇用対策が強化され、また、平成21年4月、同法が一部改正され、福祉的就労から一般雇用のための支援体制の充実や、精神障がい者に対する雇用施策の充実が進められています。

また、障害者自立支援法においても、就労支援を抜本的に強化するため、就労支援のためのサービスが再編され、雇用と福祉の連携強化が求められています。

1-4 教育支援

平成18年4月から新たに学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）の児童生徒も通級による指導の対象に位置づけられました。平成19年4月には「学校教育法」が改正され、法的にも特別支援教育が始まるなど、様々な法制度の成立・改正が行われています。

これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒が在籍するすべての学校等において実施されることになりました。

1-5 発達障がい児（者）支援

平成17年には「発達障害者支援法」が施行され、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいに代表される発達障がいの定義と法的な位置づけがなされました。これにより、発達障がい者に対する就学前、学校、就労、地域における生活等、ライフステージを通した一貫した支援体制の流れが整理されました。また、平成22年12月には障害者自立支援法が改正され、この法律に基づく支援の対象者として発達障がい児（者）が含まれることが明記されました。

1-6 生活環境

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、公共交通機関、道路、建築物だけではなく、都市公園や路外駐車場を含め、障がい者等が日常生活において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進が図られることになりました。

1-7 本市の動向

本市では、障がい者施策を総合的かつ体系的に推進するために、「長岡京市障害者（児）福祉基本計画（ながおかきょうノーマライゼーションプラン〈NNプラン〉）」を平成10年3月に策定し、「第二次長岡京市障害者（児）福祉基本計画〈第二次NNプラン〉」を平成15年3月に策定するなかで、その基本理念であるノーマライゼーション（すべての人がともに等しく地域で学び、働き、そして豊かに暮らすことのできる社会）の実現に向けて、福祉、保健・医療、教育、生活環境、雇用就労、スポーツ、文化・芸術、レクリエーションなど多分野にわたる施策の総合的・計画的な推進を図ってきました。

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別に関わらず、地域生活への移行や就労を進め、福祉や公費医療負担制度などサービスを一元的に提供する制度となりました。

本市では、平成18年3月に「第三次長岡京市障害者（児）福祉基本計画」、引き続き障害者自立支援法に基づく「長岡京市障害福祉計画（第一期計画）」を策定し、ノーマライゼーション、リハビリテーション、共生の理念のもと「自分らしく生きることができまち、住み続けたいまち、ながおかきょう」を目指し、障がいのある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

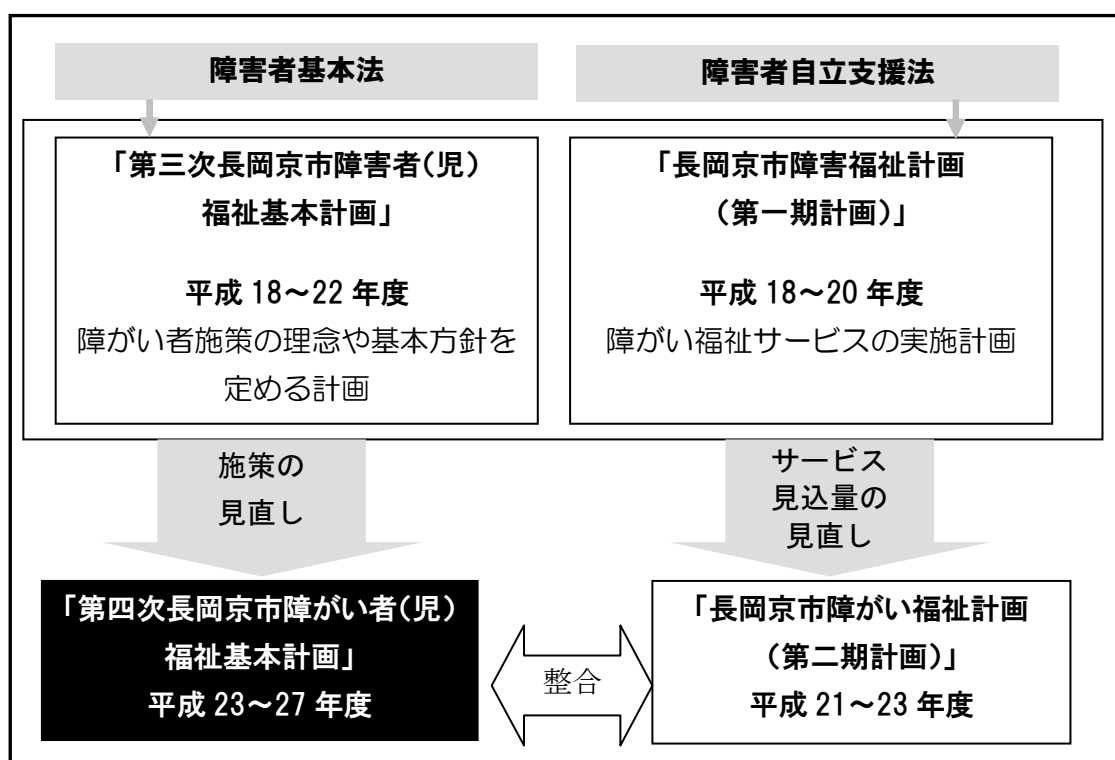
また、平成20年度には、平成21年度から23年度までの3か年を計画期間とする「長岡京市障がい福祉計画（第二期計画）」を策定しました。

現在、国の法律や制度が大きく変わり、障がいのある人を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。今後は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障害等の障がいのある人が、地域で自立して生活できるよう、相談、教育、就労、人材育成等の充実を進めていくとともに、支援体制をさらに充実させていくことが重要です。

2 計画の性格

2-1 計画の法的な位置づけ

- 本計画は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。
- 本計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」である「長岡京市障がい福祉計画（第二期計画）」等の関連計画と調和が保たれたものとしてします。



一障がい者（児）福祉基本計画と障がい福祉計画の位置づけ一

障がい者（児）福祉基本計画

障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

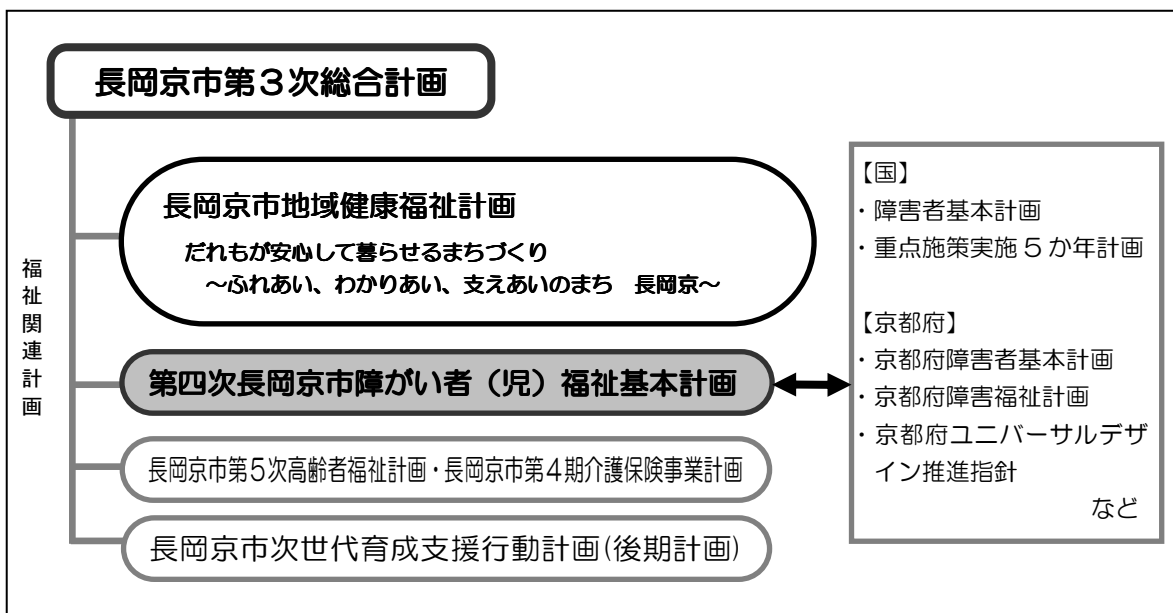
障がい福祉計画

障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

2-2 他計画との関係

- 本計画は、「長岡京市第3次総合計画」の福祉・保健・医療に関する個別計画かつ中核的な計画である「長岡京市地域健康福祉計画」に基づいた障がい者福祉に係る分野別計画として位置づけるとともに、市の関連計画（「長岡京市第5次高齢者福祉計画・長岡京市第4期介護保険事業計画」、「長岡京市次世代育成支援行動計画（後期計画）」等）との整合を図ります。

—他計画との関係—



2-3 その他踏まえるべき事項

- 本計画は、障害者自立支援法、発達障害者支援法、障害者雇用促進法などの関連法を踏まえて策定します。
- 本計画では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の三障がいだけでなく、発達障がい者及び高次脳機能障害者、難病患者も計画の対象とします。

2-4 計画の期間

本計画は、平成23年度を初年度とし、「長岡京市第3次総合計画」の第3期基本計画（平成23年度～27年度）及び「長岡京市地域健康福祉計画」の後期5か年（平成23年度～27年度）の最終年度である平成27年度を目標年度とする5年間を計画期間とします。

なお、「長岡京市障がい福祉計画（第二期計画）」の計画期間は、国の方針で平成21年度～23年度の3年間となっており、次期計画については、国の指針等に従い見直しを行うこととなります。

